

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月1日（木）午後1時27分から午後1時53分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 2 3 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士		
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
		6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
		20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（5名）

農業委員 3 番 大塚 武司 4 番 加賀山 洋介

16番 堀田 善春

最適化推進委員

5番 氏原 邦弘

19番 松本 武雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

10番 清家 儀三郎

11番 高木 伯志

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第4号 諸証明について

報告第5号 農地転用確認交付申請書について

報告第6号 農地法第4条・5条許可について

報告第7号 農地転用事業計画変更申請書について

(令和5年12月18日～令和6年1月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和

農地係長 山下 佳彦 主事 入川 大希

一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員21名、農地利用最適化推進委員21名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和6年2月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大塚委員、加賀山委員、堀田委員、氏原委員、松本委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に清家委員、高木委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は8件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページに記載しておりますので、確認をお願いします。事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満

たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《高木委員》

107番についてご報告します。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇を変えた時に、家の前にある畑を◇◇◇◇からプレゼントされたということで、ここには作付ゼロになっておりますが、行ってみたところ、綺麗に整理されて野菜やら家庭菜園をやっておるということで、問題はないと思われます。

《上甲委員》

108番について説明いたします。◇◇◇◇さんは農地の管理ができないため耕作者を探していたところ、隣接地を耕作しておりました◇◇◇◇さんが所有権移転に同意されました。何ら問題ありません。109番です。◇◇◇◇さんは経営規模拡大のため、◇◇◇◇氏の所有農地を所有権移転で耕作するようになりました。何ら問題ありません。

《船田委員》

110番について説明します。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの畑を譲り受けて、新規耕作するようになります。農地も近く作業の利便性もあり、何ら問題ありません。

《渡邊与志樹委員》

111番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇により管理が負担となっていました。耕作者を探していたところ、同地域に住む◇◇◇◇さんと所有権移転で話がまとまりました。買い受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に取り組んでおります。経営の拡大を目指しており、適正であると見て同意しました。

《山田委員》

失礼いたします、議案112番を説明いたします。◇◇◇◇一さんと◇◇◇◇君は◇◇◇◇にあります。私のすぐ近くの自治会、◇◇◇◇という所なので、私も農地の方は時々見るんですけども、◇◇◇◇も◇◇◇◇も真面目な方で、農地を効率よく利用作業しております。何ら今後問題はないものと考えます。以上報告させていただきます。

《武内委員》

はい、113番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんは家庭用菜園のため新規始めるということで、◇◇◇◇さんとの間で所有権移転の話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《白井委員》

114番をご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にありまして、今回◇◇◇◇さんが経営拡大を行うということで話がまとまりましたので、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は住宅用敷地が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。6ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《白井委員》

26番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受け

て、◇◇◇◇という申請です。この案件につきましては1月29日に会長はじめ、関係者にて現地調査を行っております。既にこの土地には、平成15年頃より駐車場に整備いたしております。今回申請地が農地であることが分かり、農地法の許可が必要であることを知り、申請に至りました。違反転用になりますが、周囲に農地もなく始末書も提出されております。現地調査の時には今後このようなことがないよう指導しておりますので、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年2月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、8ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規5件18,407.00㎡、更新18件40,640.61㎡、計23件59,047.61㎡となっております。所有権移転につきましては、ありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、219番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんが、隣接する◇◇◇◇さんに樹園地を管理していただけないかをお願いしたところ、◇◇◇◇さんが快く受け入れ、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは真面目に取り組んでおられ、何ら問題ないと思っております。

《末光委員》

220番について説明させていただきます。氏原委員の代わりに、私が説明させていただきます。利用権を設定する◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作が難しいということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で熱心に農業に取り組んでいるので、問題ないということです。以上です。

《和田委員》

221番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんが仕事が忙しく耕作できないということで、◇◇◇◇さんに作っていただくことになったそうです。問題ないと思います。

《河野秀雄委員》

失礼します、222番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんから既に借地をしておられて、今回更新ということで、問題ないと考えられます。223番も、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんから畑を借りて既に耕作をしております。その更新なので、別に問題ないと思います。

《小清水委員》

失礼いたします、224番、225番についてご説明いたします。どちらも、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇に耕作をしていただく、ということになっております。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇になりまして、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇と一緒にどちらも農業を熱心にやられており地域のリーダー的な存在として活躍をしておりますので、更新でございますし、何ら問題ないと思っております。以上です。

《土居委員》

226番について説明いたします。226番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは農業委員もされており真面目に農業に取り組んでおります。何も問題ないと思います。

《酒井委員》

227番について説明いたします。更新であります。借主の◇◇◇◇さんはこれま

でもきちんと耕作されておりますので、更新しても差し支えないかと思っております。

《宮河委員》

228番と229番について説明いたします。これは全て更新であります。利用権の設定を受ける◇◇◇◇は◇◇◇◇であり、何ら問題ないと思います。続きまして、230番から233番について説明いたします。これは全て更新であります。利用権の設定を受ける◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思います。以上です。

《松浦委員》

234番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため◇◇◇◇さんに今までどおり耕作をしていただくということで、特に問題ありません。235番、◇◇◇◇さんも◇◇◇◇のためちょっと耕作ができないということで、◇◇◇◇さんが前年よりずっと耕作されております。特に問題ございません。以上です。

《竹葉委員》

236番から238番について説明します。3件とも更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんが3件の事案を全て今までどおり耕作される、という申請です。◇◇◇◇さんは手広く意欲的に農業に取り組まれており、問題ありません。239番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは年齢、また、身体的にも不安を感じ無理ができないということで、面識がある◇◇◇◇さんに耕作の依頼をし、話がまとまりました。◇◇◇◇さんはまだお若く経営拡大にも積極的です。耕作農地は近くにあり、作業効率などで何ら問題ありません。以上です。

《上甲委員》

240番について説明します。◇◇◇◇さんは以前耕作していた方が辞められた後、新規で耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さん◇◇◇◇ではありますが営農意欲が旺盛でありますので、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。239番の◇◇◇◇さんですか、◇◇◇◇さん。以前ですね、ソーラーパネルを田んぼに高く上げてですね、耕作をするという農法の申請をされておったんですが。今分からなかったらあれなんですけど、◇◇◇◇というふうなお話がありましたんで、今どういうふうになってるのかなと思ひまして、ご質問をした訳です。また次回でも構いませんので、現状どんな感じなのか、教えていただけた

らと思います。

《入川主事》

転用担当の入川の方から申し上げます。◇◇◇◇さんから少しお話があり、現地の方まだ見に行っていないんですけれども。営農型太陽光の転用している所については、元々お米、水稻の耕作をされていたんですが、柚へ切り替えたいという相談がありまして、それについて、今年の6月にその更新の、転用の申請の更新の時期が来ますので、その時に柚についての、営農型太陽光の下部の耕作をするというふうな申請を改めて出していただくということで。植え替え自体は、去年の年末の方、年末にもやっていたいているというお話は伺っているんですけれども。現地の方、まだちょっと見に行けてないような状況になっています。ちょっとまた、時間がありましたら、確認してご報告したいと思います。

《井上和久委員》

はい、ありがとうございました。大変新しい情報だったので非常に興味がありまして、ご質問しました。はい、ありがとうございました。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

よろしいですか。

《井上和久委員》

はい。

《 会 長 》

他にございませんか。意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、若藤委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。若藤委員の入室を認めます。

以上で令和6年2月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
